

退職後及び非適雇用となった後の健康保険について

退職または雇用契約の変更により在職中であるが^{*}社会保険が非適用となった（以下、退職）場合、高島屋健康保険組合の加入資格がなくなります。

*雇用契約の変更により社会保険の非適用となる方も健康保険では退職扱いになります。

★資格喪失後の健康保険のご案内と在職中の保険証の返却方法のご案内です。

1. 資格喪失後の健康保険のご案内です。必ず下記のいずれかの手続きを行ってください。

①退職後すぐに社会保険適用で他の会社に再就職する場合

再就職先が加入する医療保険の被保険者になります。（*詳しくは再就職先の会社にお問合せください。）

②. すぐに再就職しない（または社会保険非適用となった）場合

必ず下記のいずれかの加入手続きを行ってください。

注：手続きをしない場合、医療機関に受診の際は全額ご本人負担となります。

Ⓐ当健康保険組合の任意継続被保険者に（最長2年間）なる

退職前に継続して2ヶ月以上健康保険組合に加入していた人は退職後も最長2年間在職中と同じ高島屋健康保険組合に継続加入し、給付を受けることができます。（一部在職中と給付内容が異なります。）

但し、**保険料は全額個人負担**となり、退職時の標準報酬月額または前年度9月30日現在の高島屋健康保険組合の平均標準報酬月額のうちいずれか低い額を基に算定されます。

また、**40歳以上65歳未満の人は介護保険料も同時に全額個人負担となり徴収**されます。

*加入期間中（2年間）は、保険料の算定に使用する標準報酬月額の変更はありません。

（但し平均標準報酬月額の上限が変わった場合、その該当者のみ変更となることがあります。）

次ページからの『高島屋健康保険組合の任意継続制度について』をよく読んで手続きを行ってください。

Ⓑ国民健康保険に加入する

退職後14日以内に居住地の市区町村で手続きを行ってください。手続きの際に当健康保険組合の「資格喪失証明書」が必要ですので、事業所担当者にご依頼ください。

保険料等の詳細は各市区町村にお問合せください。

Ⓒ配偶者やお子様がお加入している健康保険組合の被扶養者となる

被扶養者として加入できる条件がありますので、当該健康保険組合に加入条件を確認してください。

現在傷病手当金を受給中の方は

障害年金・老齢年金を受給している場合、傷病手当金支給額が調整され不支給となる場合があります。詳しくは退職説明を受けた総務担当者にご確認ください。なお、ご家族の健康保険の被扶養者となるときは傷病手当金の申請はできません。

（傷病手当金、出産手当金を受給されている期間はⒸを選択することはできません。）

2. 在職中の保険証の返却方法について

最終出勤日に在職中の保険証（交付されているご家族分含む）すべてを各事業所総務人事担当者にご返却ください。

*在職中の保険証は退職日（雇用契約変更日）の翌日以降使用することはできません。

任意継続保険にご加入される場合も在職中の保険証は退職日（雇用契約変更日）までに各事業所総務人事担当者にご返却ください。

資格喪失日以降当健康保険組合の保険証を使用された場合、**医療費の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。**